

役員報酬規程

社会福祉法人 安居福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安居福祉会の役員報酬に関することを定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等は勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員については、別表1に定めにより支給する。
- (2) 役員が職務のため、出張をしたときは、法人で定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- (3) 役員の退職慰労金については、在任年数10年以上の役員に対して、支給できることとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員に対する報酬等の支給時期は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

附則 この規程は、平成12年 5月30日より施行する。

この規程は、平成20年 7月 4日より施行する。

この規程は、平成25年 3月27日より施行する。

この規程は、平成28年 3月29日より施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

別表1 役員等の報酬

(1) 理事

理事長の報酬	月額	200,000円
業務執行理事（理事顧問等）の報酬	月額	100,000円
理事の報酬（理事会出席の場合など）	日額	5,000円

(2) 監事

監事の報酬（理事会出席の場合など）	日額	5,000円
-------------------	----	--------

(3) 評議員

評議員の報酬（評議員会出席の場合など）	日額	5,000円
---------------------	----	--------